

芦別市介護マーク普及促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、要介護者の介護を行う者（以下「介護者」という。）に、介護中であることが分かる介護マークが印刷された名札（以下「名札」という。）を配布し、名札を付けることによって、介護を行っていることを周囲に理解しやすくさせ、介護環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要介護者 介護保険制度において要介護認定又は要支援認定を受けている芦別市に住所を有する者で、認知症などで日常生活に支障があるもの及びこれに準ずると認めるものをいう。
- (2) 介護者 前号に規定する要介護者を介護し、下記に掲げるいずれかの者で、名札を利用するものをいう。
 - ア 要介護者の家族で要介護者が相当であると認めた者
 - イ 要介護者の親せきで要介護者が相当であると認めた者
 - ウ 要介護者の知人で要介護者が相当であると認めた者
 - エ 要介護者の友人で要介護者が相当であると認めた者
 - オ 上記に掲げるもののほか、福祉・介護関係者、町内会役員、民生委員等で、要介護者が相当であると認めた者

(申請及び決定)

第3条 名札の配布を受けようとする介護者（以下「申請者」という。）は、介護マーク名札配布（再配布）申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請又は第6条第2項の申請を受理した場合は、介護認定情報や必要性などを確認し配布の可否を決定し、これを相当と認めるときは、介護マーク名札配布決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するとともに、介護マーク名札配布簿（別記第3号様式）に記録するものとする。
- 3 市長は、前項に規定による決定をする場合において、申請者及び要介護者に関する情報で、名札の配布決定に必要な情報を、申請者及び要介護者の同意のもと収集することができる。
- 4 市長は、前条第2項及び前項の規定にかかわらず、要介護者が認知症で介護者を適当の者と判断できない場合は、要介護者の同意がなくても、必要な情報を収集し、名札の配布を決定することができるものとする。

(配布)

第4条 市長は、前条第2項の規定により利用決定をした申請者（以下「名札利用者」という。）に対して、名札を配布するものとする。

(利用)

第5条 名札利用者は、第1条に定める目的以外に名札を利用してはならない。

(紛失及び再配布)

第6条 名札利用者は、第4条の規定により配布された名札を紛失した場合は、市長に報告しなければならない。

2 前項の規定により名札の紛失を報告した名札利用者は、介護マーク名札配布（再配布）申請書により名札の再配布を受けることができる。

（費用負担）

第7条 名札の配布費用は、無料とする。

（返却）

第8条 名札利用者は、名札が不要となったときは、市長に返却しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条、第6条関係）

介護マーク名札配布（再配布）申請書

年 月 日

芦別市長

様

申請者 住所
氏名
電話番号 - -
要介護者との関係
()

下記のとおり、介護マーク名札の配布を申請します。なお、この申請に当たり、申請者及び下記に記載した介護を要する方の介護情報、障がいの情報等介護マーク名札配布の必要性を判断するために必要な情報を調査、取得することについて同意します。

申請者氏名 ㊞

介護を要する方の氏名 ㊞

名札を利用する方	氏名		男・女
	住所		
	電話		
	携帯電話		
	生年月日	M・T・S・H 年 月 日	
介護を要する方	氏名		男・女
	住所		
	電話		
	携帯電話		
	生年月日	M・T・S・H 年 月 日	
介護区分	1 介護認定がある（区分） 2 障害者手帳がある（） 3 その他（）		
交付番号	No.		
紛失理由			
備考			

※ 介護マーク名札の必要がなくなったときは、速やかに介護高齢課高齢者支援係に返却してください。

※ 介護マーク名札は、介護をしている方が、介護を行っていることを周囲に理解しやすくさせ、介護環境の向上を図る目的で作られています。目的以外での利用は禁止しています。

介護マーク名札配布決定通知書

年 月 日

様

芦別市長

年 月 日に申請のあった介護マーク名札の配布について、次のとおり決定します。

1 決定の内容

- ・ 介護マーク名札を配布します。

交付を受ける介護者（申請者）	
介護を要する方	
配布決定日	年 月 日
交付番号	No.

- ・ 介護マーク名札の配布をしません。

理由

.....

.....

.....

.....

.....

2 介護マーク名札の利用の際は下記の事項についてご留意願います。

- (1) 介護マーク名札の必要がなくなったときは、速やかに介護高齢課高齢者支援係に返却してください。
- (2) 介護マーク名札は、介護をしている方が、介護を行っていることを周囲に理解しやすくさせ、介護環境の向上を図る目的で作られています。目的以外での利用は禁止しています。
- (2) 介護マーク名札を紛失した時は、速やかに介護高齢課高齢者支援係までご連絡ください。

